

電気利用料金別表

第1表電力料金表

【東京電力管内】

(1) 東京ダイナミックプランB (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
東京ダイナミックプランB	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	9.45	8.30 17.75

(2) 東京ダイナミックプランC (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
東京ダイナミックプランC	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	9.45	8.30 17.75

(3) 東京ダイナミック動力プラン (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
東京ダイナミック動力プラン	1kW	731.97		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	4.54	7.10 11.64

(4) 東京動力プラン (円、税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金		1kW	1082.90
電力量料金	夏季	1kWh	17.33
	その他季		15.76

【中部電力管内】

(1) 中部ダイナミックプランB (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
中部ダイナミックプランB	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	10.22	8.20 18.42

(2) 中部ダイナミックプランC (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
中部ダイナミックプランC	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	10.22	8.20 18.42

(3) 中部ダイナミック動力プラン (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
中部ダイナミック動力プラン	1kW	550.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	6.07	7.00 13.07

(4) 中部動力プラン (円、税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金		1kW	1104.13
電力量料金	夏季	1kWh	16.95
	その他季		15.41

【関西電力管内】

(1) 関西ダイナミックプランA (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
関西ダイナミックプランA	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	8.56	7.70 16.26

(2) 関西ダイナミックプランB (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
関西ダイナミックプランB	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	8.56	7.70 16.26

(3) 関西ダイナミック動力プラン (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
関西ダイナミック動力プラン	1kW	460.90		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
		1kWh	4.69	7.50 12.19

(4) 関西動力プラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW	1051.16
電力量料金	夏季	14.39
	その他季	12.92

【九州電力管内】

(1) 九州ダイナミックプランB (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
九州ダイナミックプランB	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
	1kWh	9.12	8.10	17.22

(2) 九州ダイナミックプランC (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
九州ダイナミックプランC	1kVA	0.00		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
	1kWh	9.12	8.10	17.22

(3) 九州ダイナミック動力プラン (円、税込)

区分	単位	基本料金(料金単価)		
九州ダイナミック動力プラン	1kW	571.44		
	単位	固定料金単価		
		託送費	需給管理費	合計
	1kWh	5.58	8.00	13.58

(4) 九州動力プラン (円、税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW	976.73
電力量料金	夏季	17.08
	その他季	15.39

第2表電気料金

1. 電気料金

・電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、安定供給維持管理費、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。東京動力プラン、中部動力プラン、関西動力プラン、九州動力プランは、電源調達調整費も含めた合計といたします。

2. 基本料金

・基本料金は、第1表電力料金表の契約容量または契約電力の単位に基本料金(料金単価)を乗じた金額といたします。東京動力プラン、中部動力プラン、関西動力プラン、九州動力プランの力率割引／割増は、力率が85パーセントを超える場合には基本料金を5%割引、力率が85パーセントを下回る場合には基本料金を5%割増ご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は85パーセントとみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

3. 電力量料金

・東京動力プラン、中部動力プラン、関西動力プラン、九州動力プランのお客様は使用電力量に電力量料金を乗じた金額といたします。

・プラン名にダイナミックが含まれるお客様

電力量料金は、電源料金、固定料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各一般送配電事業者のエリアプライス※1をエリア損失率※2で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。また、電源料金の算出に用いる電力使用量については、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客さまの30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

【式】

お客さまの30分毎の電力使用量 × {その30分毎のエリアプライス ÷ (1 - エリア損失率) × 1.1 (消費税等相当額)}

※1 エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)の30分毎のスポット市場価格を指す。算出に用いる各エリアプライス及びシステムプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を四捨五入する。エリアプライスについては、JEPXのスポット市場取引結果より確認することができる。

一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)

<http://www.jepx.org/market/index.html>

※2 エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指す。託送供給等約款に変更があった場合、当社もそれに基づき、エリア損失率を変更する。損失率の変更については、予め了承されたものとする。エリア損失率については、各一般送配電事業者の託送供給等約款に記載の、低圧で供給する場合の損失率となる。

(2) 固定料金

固定料金は、各一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」及び「動力標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と需給管理費を合計した固定料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する託送費に基づき、固定料金が計算されるものとします。

・固定料金単価の改定

各一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する託送費に基づき、固定料金が計算されるものとします。需給管理費については、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

4. 電源調達調整費

イ 電源調達調整費の適用

各エリアの契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の『ロ燃料費調整額』及び『ハ調達調整費』の定めに従うものといたします。

【東京電力管内】

ロ 燃料費調整額

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加え

るものといたします。
(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

燃料費調整単価＝ $\{[(A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma)] - \text{基準燃料価格}\} \times j$ 係数

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃料費
調整単価＝ $(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times (3) j$ 係数

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費
調整単価＝ $(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times (3) j$ 係数

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 2 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0

5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定
当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

ハ 調達調整費
各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価係数、還元基準値及び追加請求基準値の設定
イ 調達単価係数
調達単価係数は 1.2 といたします。

ロ 還元基準値
当月調達単価が 6 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ハ 追加請求基準値
当月調達単価が 10 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ニ 還元基準値及び追加請求基準値の改定
当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定
調達調整費は以下の算式により算定された金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。なお、端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費の還元
$$\{ \text{還元基準値} - (\text{調達単価} \times \text{調達単価係数}) \} \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$$

調達調整費の追加請求
$$\{ (\text{調達単価} \times \text{調達単価係数}) - \text{追加請求基準値} \} \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$$

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、N 月度検針期間」という。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

検針基準日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 適用除外期間
毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、当社ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

【中部電力管内】
ロ 燃料費調整額
各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、以下(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、以下(1)二によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。
$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価
燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】
$$\text{燃料費調整単価} = \{ [(A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma)] - \text{基準燃料価格} \} \times j \text{ 係数}$$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合
$$\text{調整単価} = \frac{\text{燃料費}}{1,000} = \frac{(45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times \text{(3) } j \text{ 係数}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合
$$\text{調整単価} = \frac{\text{燃料費}}{1,000} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times \text{(3) } j \text{ 係数}$$

ハ 燃料費調整単価の適用
各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 3 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

ハ 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価係数、還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 調達単価係数

調達単価係数は 1.2 といたします。

ロ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が 9 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ニ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。なお、端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費の還元

{還元基準値－(調達単価×調達単価係数)}×使用電力量(kWh)×100%

調達調整費の追加請求

{(調達単価×調達単価係数)－追加請求基準値}×使用電力量(kWh)×100%

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、N 月度検針期間」という。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

検針基準日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 適用除外期間

毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、当社ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

【関西電力管内】

ロ 燃料費調整額

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

燃料費調整単価＝ $\{[(A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma)] - \text{基準燃料価格}\} \times j \text{ 係数}$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

燃料費

(2)の基準単価

調整単価＝ $(27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{1,000}{\text{燃料費}} = \text{調整単価} \times (3) \text{ j 係数}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

燃料費

(2)の基準単価

調整単価＝ $(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{1,000}{\text{燃料費}} = \text{調整単価} \times (3) \text{ j 係数}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

(イ) 従量電灯 A の場合

最低料金 1 契約につき 15 キロワット時まで 2 円 47 銭 5 厘

電力量料金 上記を超える 1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

(ロ) (イ) 以外の場合

電力量料金 1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

ハ 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価係数、還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 調達単価係数

調達単価係数は 1.2 といたします。

ロ 還元基準値

当月調達単価が 3 円 50 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が 7 円 50 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ニ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。なお、端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費の還元

{還元基準値－(調達単価×調達単価係数)}×使用電力量(kWh)×100%

調達調整費の追加請求

{(調達単価×調達単価係数)－追加請求基準値}×使用電力量(kWh)×100%

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、N 月度検針期間という。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

検針基準日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 適用除外期間

毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、当社ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

【九州電力管内】

ロ 燃料費調整額

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha=0.0053$

$\beta=0.1861$

$\gamma=1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

燃料費調整単価＝ $\{[(A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma)] - \text{基準燃料価格}\} \times j \text{ 係数}$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

燃料費

調整単価＝ $(27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times (3) \text{ j 係数}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

燃料費

調整単価＝ $(\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} = \text{調整単価} \times (3) \text{ j 係数}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 13 銭 6 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

ハ 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下 (3) に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価係数、還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 調達単価係数

調達単価係数は 1.2 といたします。

ロ 還元基準値

当月調達単価が 4 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2) に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が 8 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2) に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ニ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。なお、端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費の還元

{還元基準値－(調達単価×調達単価係数)}×使用電力量(kWh)×100%

調達調整費の追加請求

{(調達単価×調達単価係数)－追加請求基準値}×使用電力量(kWh)×100%

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、N 月度検針期間」という。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

検針基準日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 適用除外期間

毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、当社ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

第 3 表 安定供給維持管理費

1. 当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、お客さまが使用する電気の料金において、安定供給維持管理費としてお客さまにご請求いたします。安定供給維持管理費は、お客さまのご契約内容に応じて以下のいずれかの算式により算定される金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。(※3)

2. 安定供給維持管理費単価

- ・電灯(全プラン対象)は kWh あたり一律 1.6 円(税込)
- ・動力(全プラン対象)は kW あたり一律 93 円(税込)

【式】

電灯需要のお客さまは、料金の算定期間における使用電力量(kWh)×当社がお客さまの供給区域ごとに定める単価(※1)×1.1(消費税等相当額)

動力需要のお客さまは、料金の算定期間における契約電力(kW)(※2)×当社がお客さまの供給区域ごとに定める単価(※1)×1.1(消費税等相当額)

※1: 当社は、毎月 1 日において、安定供給維持管理費の単価等の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。N 月改定の場合、N 月+1 の検針日から N 月+2 の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の kWh 単価、または kW 単価により算定する安定供給維持管理費の適用を開始します。

※2: 契約電流(A)については 10A を 1 kW に、契約容量(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。

※3: 各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点第 3 位以下を四捨五入とします。

第 4 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」という。)により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

・1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 5 表 各エリア損失率一覧

低圧で供給する場合	供給エリア	損失率
	東京電力管内	6.9%
	中部電力管内	7.1%
	関西電力管内	7.8%
	四国電力管内	8.1%
	中国電力管内	7.7%
	九州電力管内	8.6%

第 6 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	東京ダイナミックプランB
	東京ダイナミックプランC
	中部ダイナミックプランB
	中部ダイナミックプランC
	関西ダイナミックプランA
	関西ダイナミックプランB
	九州ダイナミックプランB
	九州ダイナミックプランC
動力需要	東京ダイナミック動力プラン
	中部ダイナミック動力プラン
	関西ダイナミック動力プラン
	九州ダイナミック動力プラン
	東京動力プラン
	中部動力プラン
	関西動力プラン
	九州動力プラン

(1) 東京ダイナミックプラン B、中部ダイナミックプラン B、九州ダイナミックプラン B

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店などによる最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

②当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」という。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 東京ダイナミックプラン C、中部ダイナミックプラン C、関西ダイナミックプラン A、関西ダイナミックプラン B、九州ダイナミックプラン C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものといたします。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

- (3) 東京ダイナミック動力プラン、中部ダイナミック動力プラン、関西ダイナミック動力プラン、九州ダイナミック動力プラン、東京動力プラン、中部動力プラン、関西動力プラン、九州動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ③ 負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。